

内航総連 第29号
令和5年3月24日

五組合事務局長各位

セーフティネット保証5号の指定業種対象外の結果について
(中小企業庁信用保険法第2条第5項第5号の指定業種の扱いについて)

日本内航海運組合総連合会
理事長 河村 俊信



平素より「内航海運事業者の業況・各支援制度等活用状況調査」について、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このほど沿海貨物海運業(4522)並びに内航船舶貸渡業(4542)について、セーフティネット保証5号の指定業種対象として令和5年1月1日から令和5年3月31日まで指定されておりましたが、令和5年4月1日以降については対象外となりました。

(中小企業庁：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230317_5gou.html)

つきましては、貴傘下組合員に対し周知して頂くようお願い申し上げます。

なお、業況調査については、感染症の拡大並びに景気の影響等に伴いまして特段の事由が無い限り継続される予定ですので、ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

別添資料

セーフティネット保証5号の概要 (別紙1)

セーフティネット保証5号の指定業種 (別紙2)